ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進する観点から、**確定申告等を行わない給与所得者等の方**について、 ふるさと納税に係る税控除を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

制度の概要

- ●税控除を受けるための確定申告不要になります
- ●確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられます

対象者

- ①「確定申告」及び「町民税・県民税の申告」をする予定のない方
- ②1月1日~12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方
- ※ 確定申告を行った場合や5団体を超えて申請をした場合は、申請はなかったものとなりますのでご注意く ださい。

申請方法

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、以下に示す添付書類とあわせて、寄附の翌年1月10日までに郵送(必着)又は直接窓口でご提出ください。(捺印が必要であるため、電子メールやFAXでの提出はできません。)

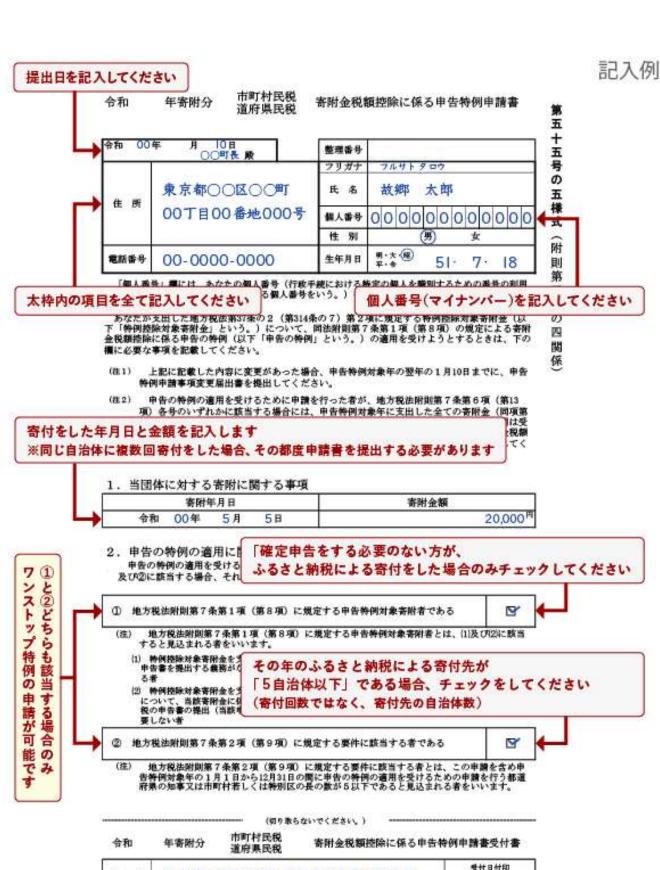
また、申請後に申請内容(住所、氏名、生年月日)を変更又は訂正があった場合は、寄附した翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要になります。

申請書に添付する書類

申請にあわせて、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーの提出が必要になります。次の表を確認の上、必要な書類を申請書に添付してください。

	①「個人番号カード」 をお持ちの方	②「通知カード」をお持ちの方	③「個人番号カード」 「通知カード」 どちらもない方
(A) 個人番号確認の 書類	個人番号カードの 裏面のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
(B) 本人確認の書類	個人番号カードの 表面のコピー	次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月 日又は住所が確認できるように コピーしてください。	次のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月 日又は住所が確認できるように コピーしてください。

※ ①~③の状況に合わせて、(A)と(B)の両方を添付してください。



在 所 東京都○○区○○町 00丁目00番地000号 氏 名 故郷 太郎 殷

住所と氏名を記入してください

後日、申告特例申請書受付書の送付に利用されます(但し、自治体によっては送付しません)